第三十一条第一項第八号	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の十二第一項第一号
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。）第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項第一号	［略］
第三十一条の三の二（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項
申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては	申出書を
平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項
［略］	［略］

第三十一条の三の二第一号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項
及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十一条の三の三第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項
申出書に当該申出の撤回に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては	申出書を
平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項

第三十一条第一項第八号	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の十二第一項第一号
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項第一号	［同上］
第三十一条の三の二	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項
申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては	申出書を
平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項
［同上］	［同上］

第三十一条の三の三	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項
及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十一条の三の三第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項
申出書に当該申出の撤回に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては	申出書を
平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項